

冬季需給対策強化期間の設定について

当社は、平成28年12月1日から平成29年3月31日までの間を「冬季需給対策強化期間」に設定し、安定供給に向けた取り組みを、さらに徹底していくことといたしました。

今冬は、節電の定着を織り込むことなどにより、全国大で予備率3%以上を確保できる見通しであることから、国からの節電要請はなされておられません。

しかし、当社においては、原子力発電所が停止している中、震災以降、高稼働を続けている火力発電所の予期せぬトラブルによる停止や、寒波の到来による電力需要の急激な増加など、不測の事態により電力需給がひっ迫するリスクは依然としてあるものと考えております。

当社といたしましては、今冬も、緊張感を持って設備の運転・保守にあたり、安定供給に万全を期してまいります。

《冬季需給対策強化期間における主な取り組み》

供給面	発電所の運転停止や出力抑制に至るトラブルの発生を、未然に防止する観点から、以下の取り組みを実施。 ・通常実施しているパトロールに加え、重点パトロールの実施や現場機器の巡視点検を強化。 ・運転データの管理・監視強化による異常兆候の早期発見、早期対応により、設備トラブルを未然防止。 ・発電所の高稼働や需給変動を見据えた、確実な燃料調達の実施と適切な在庫レベルの維持。
需要面	お客さまの省エネルギーの取り組みをサポートするため、以下の取り組みを実施。 ・ホームページ上に「東北6県・新潟エリアでんき予報」を掲載するとともに、効果的な省エネ方法をご紹介します。 ・エネルギーを有効に活用いただくため、お客さまへの継続的なコンサルティングを実施。

以 上